

2020年4月9日
社会福祉法人富士白苑
理事長 初谷博保

緊急事態宣言発令に伴う当法人の対応に関するお知らせ

この度新型コロナウイルスに関する改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されましたが、当法人が公益法人として提供している介護事業は極めて公益性の高いものであることから、以下の対策を講じたうえ、今後も可能な限り全ての事業を継続してまいります。

1 ご利用者様に対する感染症予防対策

- ★ 担当職員による体調管理を行うとともに、感染症が疑われるような方は速やかに主治医へ報告・連絡・相談を行う
- ★ デイサービスご利用者様については、ご本人様及び同居のご家族様への利用前健康チェックと検温実施
- ★ 感染症を疑われる職員の出勤禁止
- ★ 1日に複数回の施設内消毒の徹底

2 職員に対する感染症予防対策

- ★ 感染しない、他人にうつさないことを常に心がける
- ★ 出勤時の検温、手洗い、嗽、手指消毒、マスク着用の徹底
- ★ ご利用者様に直接かかわる全職員へのグローブ着用の徹底
- ★ 職場と日常生活における「3密」（密閉、密集、密接）の回避

3 業者様に対する感染症予防対策

- ★ 入口においての荷物引き渡しを原則とする
- ★ 館内に入らなければならない業者様については、受付において検温、手洗い、手指消毒、マスク着用、グローブ着用とする

当法人はご利用者様及び職員の安全を守ることを最優先に考え、感染症対策の徹底に努めてまいります。

以上